

車種規制適合車等使用命令を受けた者の氏名等の公表に関する
ホームページの取扱いに係る要領

(目的)

第1条 この要領は大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第106条第2項の規定により公表を行った者の情報を、広く府民や旅行者、荷主等に対して提供することにより、使用命令の実効性を高めるとともに、条例違反の改善をより一層促進させることを目的とする。

(内容及び方法)

第2条 公表を受けた者の氏名又は名称、住所及び命令日を一覧にして命令日の順に氏名又は名称等を並べ、環境管理室交通環境課のホームページに掲載するものとする。

(掲載期間)

第3条 氏名又は名称等は、公表後直ちにホームページの「車種規制適合車等使用命令を受けた者の一覧（以下「一覧表」という。）」に記載するものとし、原則として命令日から3年を経過した年度末をもって一覧表から削除するものとする。

(期間中の削除)

第4条 公表を受けた者から、書面等により条例違反の改善が完了した旨の申し出があり、対策地域を発地又は着地として対象自動車を運行する際、貨物自動車運送事業法又は旅客自動車運行事業法に基づく運行指示書から車種規制適合車等の使用が確認できた場合は、第3条の期間内であっても、一覧表から削除するものとする。

また、改善報告書等の提出があり、非適合車の使用停止や適合車への買い替え等により新たな使用義務違反がないと認めるときは、同様とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

車種規制適合車等使用命令を受けた者の一覧

氏名又は名称	住所	命令日
有限会社協伸運輸	兵庫県南あわじ市賀集八幡85番地の2	平成26年10月1日
銀河交通株式会社	大阪府南河内郡河南町大字一須賀776の1番地	平成26年10月1日
有限会社東松観光バス	千葉県山武市松尾町蕪木271番地の1	平成26年10月1日

(※備考：対策地域を発地又は着地として使用する対象自動車をすべて車種規制適合車とする改善措置を行った者は記載していない。)

【使用命令の内容】

大阪府の対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行うときは、車種規制適合車等を使用すること。

【使用命令を行った理由】

大阪府による度重なる改善指導にも従わず、車種規制適合車等使用義務に違反したため。

(※備考) は第4条による削除を行った場合に記載するものとする。